現行施策の例：トラック運転者労働条件改善事業について（厚生労働省委託事業）

厚生労働省で平成24年度から行っている、トラック運転者の労働条件改善事業。荷主企業、元請運送事業者及びその元請運送事業者の下請運送事業者を含めた協議会を設置し、アドバイザーによる個別指導等を通じて、長時間労働を改善する取組。

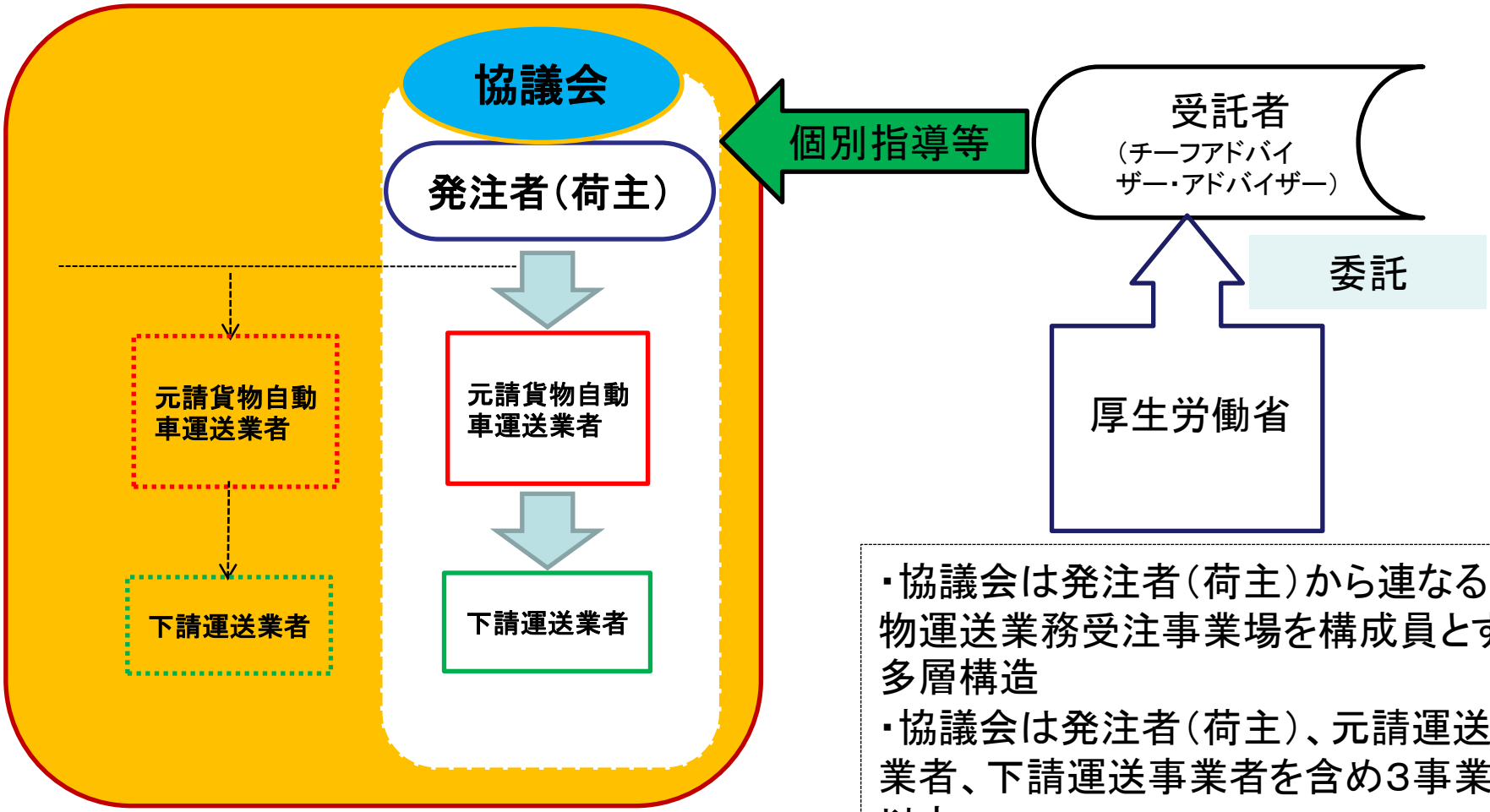

・協議会は発注者（荷主）から連なる貨物運送業務受注事業場を構成員とする多層構造
・協議会は発注者（荷主）、元請運送事業者、下請運送事業者を含め3事業場以上

資料3